

# 愛西市議会の正常化を求める請願書

令和4年2月22日

愛西市議会  
議長 島田 浩様

請願者 愛知県弥富市

加藤 明由

紹介議員  
愛西市議会議員

## (請願趣旨)

日永貴章愛西市長も、「行政のみではなく、市民一丸となって、よりよい愛西市を創っていきましょう。」と呼び掛けています。今や「市民協働・NPOとの協働なくしてより良い市政の実現はありえません。愛西市でも、社会福祉協議会や農業団体など老舗ともいえる市民団体から、愛西市観光協会、そして小さな市民団体と関わりながら、たくさんのまちづくりと福祉の充実を実現してきました。市民活動の排除はそれらすべてを否定してしまいます。

愛西市議会で行われている愛西市議会議員政治倫理審査会は、全国のあらゆる市民活動や、特に議会ウォッチングなど市民と議会をつなぐ活動に対して、有言、無言の圧力となっています。市民活動と議会をつなぐのが議員の役割であり、市民が議員を遠ざけることにつながる大きな事件になり、愛西市だけの問題ではなくなっています。

全国の地方議会で議会改革が叫ばれる一方で、オンブズマン活動や市民活動を否定、排除、はては懲罰や辞職勧告が横行しています。全国の地方議員と共に様々な団体で活動する市民の懸念を代弁してほしいという要請が私に寄せられました。いわれない辞職勧告を決議された議員を代表して、「愛西市議会がこのような民度の低い排除をしているのではない」ことを確認するために、愛西市議会の正常化を請願するものです。

## (請願事項)

- 1 愛西市議会議員政治倫理条例の精神にのっとり、市民の主権者意識を促し、議員の政治活動に関心を持つように努められることを求めるものです。
- 2 愛西市議会基本条例の精神にのっとり、開かれた議会として市民の声（市民団体の声）を聞く議会として正常化されることを求めるものです。

## (請願の理由)

- 1 愛西市議会議員政治倫理条例は、「市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を有することを自覚するとともに、議員の政治活動に関心を持つように努め、議員が一部の市民でなく全体の奉仕者として市政に携わることを理解し」とあります。

- 2 愛西市議会基本条例は以下のように定められています。

愛西市議会は、有権者である市民の直接選挙で選ばれた議員で構成する市の最高意思決定機関であり、市長その他の執行機関との緊張ある関係を保ちながら、二代表制のもと、それぞれの異なる特性を生かし、市政に対する市民の信託に応える責務があります。

地方分権の拡大が進む中、地方議会の果たすべき役割及び重要性が増してきています。愛西市議会では、議会としての役割を最大限に果たすため、自ら改革し活性化に努めてきました。

愛西市議会は、市民の意思を代弁する合議制機関として、自ら公平性と透明性を保持するとともに

に、地方自治の本旨を実現するため、地方公共団体の事務執行に対する監視及び調査、政策の立案並びに立法に関する機能を十分発揮させなければなりません。また、歴史・文化・伝統を引き継ぎ、特色ある風土を生かし、市民参画と協働のもと、福祉の向上を目指し未来へとつながる豊かなまちづくりを推進するため、この条例を制定します。

(議会の活動原則)

第4条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市民に対し、公正性及び透明性を確保します。
- (2) 市民に対し、積極的に開かれた議会をめざします。
- (3) 自由かつ達な討論を行うことにより、市政の課題に対し合意形成を図るよう努めます。
- (4) 市政への市民参画を推進します。
- (5) 市民の意見を的確に把握し、市長等との討論を通じて、より良い政策及び施策の実現につながるよう努めます。
- (6) 他の自治体の情報も把握し、交流や連携をしながら、市や地域の発展につながるよう努めます。

(市民参加及び市民との連携)

第7条 議会は、本会議のほか、常任委員会及び特別委員会を原則公開とします。

- 2 議会は、市民に対し積極的に議会審議等に係る情報を公開及び提供し、説明責任を果たします。
- 3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、専門的知見又は政策的意見を討議に反映させるよう努めます。
- 4 議会は、請願・陳情など市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図ります。

(市民との交流)

第8条 議会は、議会の説明責任を果たすとともに、市民の意見を議会活動に反映させます。

- 2 議会は、議会の政策形成等のため、市民の意見を聞くように努めます。

3 議員が市民活動を行っていることと、同人が議会の議員であることは法的に完全に両立します。また、議員活動が市政を監視し市民の福祉の実現を目指すものであるならば、それは地方自治法にもとづく議員の権利を行使した結果に過ぎず、議員活動が非難されるものではありません。したがって、本件審議会は、議員が市民活動をする、自分とは考えの異なる議員を議会から排除することが目的に思われます。しかし、かかる態度は、自分と異なった意見そのものが議会に流入することを認めないものであって、言論の府であるはずの議会の在り方とは相容れず、民主主義に反するものであることは明らかです。

4 本件審議会には、以上の重要な問題点があります。また、本件審議会は、議員の市民的自由についての問題を提起しただけでなく、愛西市議会が今後も民主主義や市民的自由を尊重する存在たり得るかについて、マスコミや市民の高い関心を集めています。

しかし、今回の倫理審査会により、市民及び市民団体は、議会に関わることに不安を感じています。また、請願を出すことにより個人情報漏洩や有言、無言の圧迫をうけた事件が近隣市で発生したことにより、名前を出して請願をする事を多くの市民が恐れています。そこで、愛西市民の不安を代弁する必要があります。

5 このような状況だからこそ、市民活動団体に対する名誉を回復するとともに、愛西市議会への信頼をとりもどすために、愛西市議会は市政にとっても必要かつ重要な市民活動全般を支援することを確認し、愛西市議会は排除の論理で行動しないことを明らかにするべきです。審査会の結果は全国に波及し、愛西市議会の歴史に残ります。かのヴォルテールは「私はあなたの意見には反対だ。だがあなたがそれを主張する権利は命をかけて守る。」と述べました。異論を排除しない民主主義を、愛西市議会の議員が一人でも多く実践されることを求め本請願をする次第です。